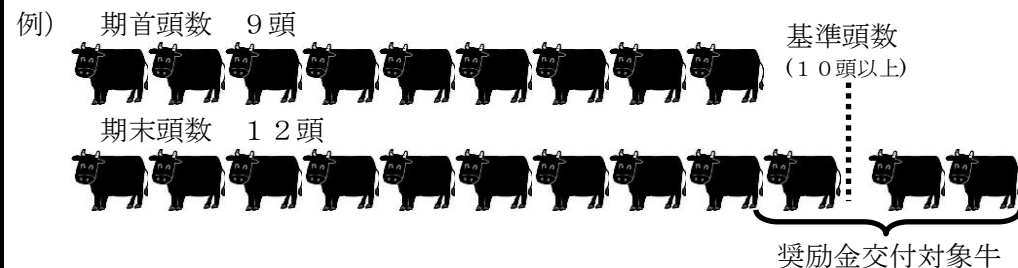


平成30年度 肉用牛経営安定対策補完事業(うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)の詳細

事業内容	交付要件等	交付対象												
<p>① 中核的担い手育成増頭推進</p> <p>繁殖雌牛を増頭した場合の実績に応じた奨励金の交付</p> <p><交付対象品種></p> <table border="1" data-bbox="188 475 477 703"> <tr><td>黒毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>短角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>無角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>その他肉専</td><td>○</td></tr> <tr><td>交雑種(乳×肉専)</td><td>×</td></tr> </table> <p>対象:○ 非対象:×</p>	黒毛和種	○	褐毛和種	○	短角和種	○	無角和種	○	その他肉専	○	交雑種(乳×肉専)	×	<p>【交付対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖雌牛の増頭計画を有すること。 肉用子牛価格安定基金協会と肉用子牛生産者補給金交付契約を締結している者。 事業実施年の前年に維持又は増頭実績があること。(新たに繁殖雌牛の飼養を開始する場合を除く)ただし事故(廃用)等により減少した場合はこの限りではない。(またこの場合、奨励金交付対象は前々年度の飼養頭数からの増頭分とする) 期末時点で、繁殖雌牛の頭数が基準頭数(10頭以上)であること。ただし個々の経営が10頭未満であっても、3~5戸程度の生産者集団を組織し、集団として10頭以上の規模がある場合は事業参加可能とする。(※1) 環境規範に基づく農業生産活動の実施。 配合飼料価格安定制度との契約締結状況が確認できること。 <p>【交付対象牛の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖目的で飼養され、満9ヶ月齢以上である。 導入時点で満72ヶ月齢以上の雌牛でないこと。 黒毛・褐毛・短角・無角・その他肉専であること。(乳×肉専交雑は含まない) 国及び機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。 対象牛の推定育種価又は期待育種価が要件を満たすこと。(別紙「各事業における奨励金単価」参照) 自家産牛の場合は、第三者による価格評価を受けていること。 <p>〔前年度の事業参加者で、前年度において技術的な問題で育種価が判明しなかったため奨励金の交付対象とならなかった繁殖雌牛が、当年度において要件に適合することが明らかとなった場合であって、当年度に繁殖雌牛を増頭又は維持したときは、当該繁殖雌牛を当年度の奨励金交付対象頭数に加算出来る。〕</p>	<p>80千円/頭以内 又は 100千円/頭以内</p> <p>〔基準頭数 10頭以上 交付上限 50頭/1生産者〕</p> <p>(※1) 生産者集団の参加条件 ① 構成員全員が増頭している。 ② 原則として構成員は平成31年度末まで変更を認めない。 ③ 平成31年度末までに個々の構成員が10頭以上に規模拡大する計画を有すること。</p>
黒毛和種	○													
褐毛和種	○													
短角和種	○													
無角和種	○													
その他肉専	○													
交雑種(乳×肉専)	×													



奨励金対象頭数は、期末頭数12頭－期首頭数9頭＝3頭

奨励金の交付は、3頭×@80千円(又は@100千円)
＝240千円(又は300千円)

平成 30 年度 肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の詳細

事業内容	交付要件等	交付対象												
<p>② 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保</p> <p>利用上位以外・希少血統の種雄牛由来の繁殖雌牛の導入に対する奨励金の交付</p> <p>＜交付対象品種＞</p> <table border="1" data-bbox="185 587 477 810"> <tr><td>黒毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>短角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>無角和種</td><td>×</td></tr> <tr><td>その他肉専</td><td>×</td></tr> <tr><td>交雑種(乳×肉専)</td><td>×</td></tr> </table> <p>対象：○ 非対象：×</p>	黒毛和種	○	褐毛和種	○	短角和種	○	無角和種	×	その他肉専	×	交雑種(乳×肉専)	×	<p>【交付対象牛の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。 ・農林水産大臣の承認を受けた登録団体（「全国和牛登録協会」「日本あか牛登録協会」「日本短角種登録協会」）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の繁殖雌牛。 ・対象牛の父牛又は母牛の推定育種価又は期待育種価が、6 形質のいずれか 1 つの育種価が上位 1/2（B 以上）であること。 ・利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛あるいは、希少系統の種雄牛を父牛とする雌牛であること。（別紙「各事業における奨励金単価」参照） <p>【交付対象牛の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施団体等（※3）が雌牛を購入し、一定期間（購入後 48 ヶ月以上）自らが飼養あるいは農業者に対し一定期間貸し付けること。 <p>【貸付対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境規範に基づく農業生産活動の実施。 ・配合飼料価格安定制度との契約締結状況が確認できること。 	<p>60千円/頭以内 又は 90千円/頭以内</p> <p>（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間内に事故等があった場合は事業実施団体等及び畜産会を通じ農畜産業振興機構への届出が必要。 ・農畜産業振興機構の承認を得ることなく処分（肥育仕向け）した場合は奨励金相当額の返還を求められることがある。 <p>（※3）</p> <p>「事業実施団体等」とは、本事業では「生産者集団、農協、農協連、公社、一般社団法人等及び肉用牛ヘルパー利用組合」を指す。</p>
黒毛和種	○													
褐毛和種	○													
短角和種	○													
無角和種	×													
その他肉専	×													
交雑種(乳×肉専)	×													

平成 30 年度 肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の詳細

事業内容	交付要件等	交付対象												
<p>③ 優良繁殖雌牛導入支援</p> <p>優良繁殖雌牛の導入に対する奨励金の交付</p> <p><交付対象品種></p> <table border="1" data-bbox="188 512 477 738"> <tr><td>黒毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>短角和種</td><td>○</td></tr> <tr><td>無角和種</td><td>×</td></tr> <tr><td>その他肉専</td><td>×</td></tr> <tr><td>交雑種(乳×肉専)</td><td>×</td></tr> </table> <p>対象：○ 非対象：×</p>	黒毛和種	○	褐毛和種	○	短角和種	○	無角和種	×	その他肉専	×	交雑種(乳×肉専)	×	<p>【交付対象牛の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。 ・農林水産大臣の承認を受けた登録団体（「全国和牛登録協会」「日本あか牛登録協会」「日本短角種登録協会」）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の繁殖雌牛。 ・対象牛の父牛又は母牛の推定育種価又は期待育種価が要件を満たすこと。（別紙「各事業における奨励金単価」参照） ・自家保留牛は対象外。 <p>【交付対象牛の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施団体等（※3）が雌牛を購入し、一定期間自らが飼養すること。あるいは農業者に対し一定期間貸し付けること。 <p>「一定期間」とは、以下の期間又は雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間。</p> <p>雌子牛(満 6～12 ヶ月齢未満)の場合・・・購入後おおむね 42 ヶ月間 成雌牛の場合・・・購入後おおむね 36 ヶ月間</p> <p>【貸付対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境規範に基づく農業生産活動の実施。 ・配合飼料価格安定制度との契約締結状況が確認できること。 	<p>40千円/頭以内 又は 50千円/頭以内</p> <p>(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間内に事故等があった場合は事業実施団体等及び畜産会を通じ農畜産業振興機構への届出が必要。 ・農畜産業振興機構の承認を得ることなく処分（肥育仕向け）した場合は奨励金相当額の返還を求められることがある。 <p>(※3)</p> <p>「事業実施団体等」とは、本事業では「生産者集団、農協、農協連、公社、一般社団法人等及び肉用牛ヘルパー利用組合」を指す。</p>
黒毛和種	○													
褐毛和種	○													
短角和種	○													
無角和種	×													
その他肉専	×													
交雑種(乳×肉専)	×													

平成30年度 肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の詳細

事業内容	交付対象経費	交付額
<p>⑤ 肉用牛ヘルパー推進</p> <p>肉用牛ヘルパー利用組合が実施する活動に要する経費を補助</p>	<p>【交付対象経費】</p> <p>ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会開催、計画策定</p> <p>イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための器具の整備等</p> <p>ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進</p> <p>エ 肉用牛ヘルパーの出役調整</p> <p>オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催</p> <p>カ 肉用牛ヘルパーに必要な器具の借上げ</p> <p>キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパー利用促進</p> <p>※1 上記「キ」に含まれる「飼料生産ヘルパー」は、面積単位に応じた料金設定とし、1戸当たりの年間補助上限額は155,000円/戸とする。 出典：「肉用牛ヘルパー事業解説書（平成27年1月）」p12「別紙 飼料生産ヘルパーの見直しについて」</p> <p>※2 各ヘルパー利用組合の「飼料生産ヘルパー（上記区分「キ）」の平成29年度要望額は、平成28年度配分額を上限とすることを基本とする。ただし事業参加3年以内の組合については、この限りではない。 出典：「肉用牛ヘルパー事業解説書（平成27年1月）」p3 「平成27年度における「定休型」ヘルパーの取り扱いについて」</p>	<p>ア～キ</p> <p>1/2以内</p>